

法曹養成制度検討会議 第3回会議 議事録

第1 日 時 平成24年10月30日（火）自 午前10時01分
至 午後 0時03分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法曹養成制度の理念と現状について
- 3 プロセスとしての法曹養成について
- 4 法曹志願者の減少について
- 5 法曹の多様性の確保について
- 6 法曹養成課程における経済的支援について
- 7 次回の予定
- 8 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長、竹嶽内閣官房副長官、松野法務大臣政務官、柚木財務大臣政務官（武正財務副大臣代理）、笠文部科学副大臣、岸本経済産業大臣政務官、伊藤委員、井上委員、岡田委員、翁委員、鎌田委員、清原委員、久保委員、国分委員、田島委員、田中委員、南雲委員、丸島委員、和田委員、最高裁判所事務総局小林審議官、最高検察庁林オブザーバー、日本弁護士連合会橋本オブザーバー

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第3回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 それでは、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

まず最初に、前回の会議後、関係政務の方々の交替がございましたので、御紹介いたします。簡単に御挨拶をお願いいたします。

始めに、笠浩史文部科学副大臣でございます。

○笠文部科学副大臣 どうもおはようございます。このたび文部科学副大臣として、この会議に参加することになりました笠浩史でございます。

法曹養成の制度の検討の中でも、特に私どもの方では、法科大学院の改革というものをしっかりと進めていかないといけないということで、皆様方のいろんな御意見も参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 ありがとうございました。次に、岸本周平経済産業大臣政務官でございます。

○岸本経済産業大臣政務官 おはようございます。経済産業大臣政務官の岸本周平と申します。

私どもの方は、企業法務の分野などで、新しい法曹の皆さんのが躍る場をどのように設定していくかという立場からも含めて参加をさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

○佐々木座長 ありがとうございました。

なお、本日は今回から構成員になられました武正財務副大臣のほか、大島総務副大臣、萩原委員、宮脇委員、山口委員が御欠席でございます。武正財務副大臣の代理として、柚木財務大臣政務官が出席されております。

それでは、これから資料の説明をまず事務局からお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は4点ございます。資料1は、事務局作成の「法曹養成制度の理念と現状」と題する資料です。資料2は、国分委員の提出資料です。資料3は、井上委員の提出資料です。資料4は、日本弁護士連合会の提出資料です。また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いており、前回の会議後に平成24年司法試験結果を踏まえ、資料を更新しておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、議事に入ります。

まずは、本日予定しております法曹養成制度の総論的な幾つかの論点に関する意見交換の前提として、事務局から提出していただいております資料の説明がございます。まず、それをお願いします。

○松並官房付 それでは、先ほどの資料1を御覧ください。

「法曹養成制度の理念と現状」ということで、法曹の養成に関するフォーラムの論点整理の項目に従って、1枚目のレジュメと2枚目以降の資料を作成いたしました。その資料の内容を簡単に御説明いたします。

まず、1の「プロセスとしての法曹養成」についてですが、「司法制度改革の理念」に関する資料を御説明いたします。本資料の3枚目、資料の1ページを御覧ください。

資料1は、司法制度改革審議会意見書を抜粋したもので、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備すべきとされております。そして、充実した教育が行われるための法科大学院制度について、要点が挙げられて

おります。

また、7ページを御覧ください。資料2は、プロセスとしての法曹養成について、従来の法曹養成制度と比較したイメージ図です。

次に、「法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成に対する否定的な指摘」につきまして、8ページ・資料3を御覧ください。これは、新旧の法曹養成制度の枠組みに関する意見を整理したものです。左側は旧制度の抜本的改革をした際の指摘をまとめたものであり、プロセスとしての法曹養成の背景となった考え方です。これに対し、右側は、司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみとする制限を撤廃すべきとする指摘とその主な理由を記載したものです。具体的には、①として「法科大学院制度の負担の重さを指摘するもの」、②として「プロセスとしての法曹養成制度による目的の達成を疑問視する指摘」、③として「受験資格制限を撤廃することの有用性を指摘するもの」、④として「法科大学院制度を改革することが不可能であると指摘するもの」に整理しております。

他方、プロセスとしての法曹養成制度の中核である法科大学院教育を評価する意見もあり、これをまとめたものが、9ページ・資料4「法科大学院教育の成果として挙げられる指摘の例」ですので、こちらも御覧ください。

また、司法試験の合格状況に関する資料として、10ページを御覧ください。この資料5は、「法科大学院修了年度別累積合格者数・合格率」をまとめたものです。また、次の11ページの資料6は、「法科大学院別累積合格者数・合格率」を合格率順に並べたものです。

さらに、法科大学院制度への批判として、時間的・経済的負担が挙げられておりますが、この点に関連する資料として、12ページを御覧ください。まず、経済的負担に関し、資料7は、平成24年度の法科大学院における初年度納付金の状況と、高等教育段階における授業料減免措置について記載した資料です。

また、時間的負担に関する資料といたしまして、次の13ページ・資料8は、新司法試験合格者の新司法試験受験期間・旧司法試験合格者の旧司法試験受験期間を整理したものです。次の14ページの棒グラフも併せて御覧いただくとお分かりのとおり、合格者のうち、旧司法試験においては、受験期間に長期間を要するものが相当数存在したのに対し、新司法試験においては、1年目の受験者が合格者の多くを占めていることがわかります。次の15ページは、新司法試験と旧司法試験を平均受験期間で比較した折れ線グラフであり、次の16ページは、これらのデータを整理した表です。

さらに、次の17ページ・資料9は、司法試験合格者の平均年齢の推移を整理するとともに、司法修習期間が短縮したことも考慮し、司法修習終了時の平均年齢の推移についても参考として整理しております。

以上の資料も御参考にしていただいた上で、1つ目の論点でございます「プロセスとしての法曹養成」に関する改善の方向性を御議論いただきたいと存じます。

次に、2つ目の論点であります「法曹志願者の減少」についてですが、まず「法曹志願者数の推移」に関する資料を御説明いたします。18ページを御覧ください。資料10は、法科大学院適性試験と法科大学院の志願者数・受験者数の推移を整理したものです。次の19ページ・資料11は、司法試験の受験者数・合格者数等の推移を整理したものです。なお、ページの一番下の「【参考】」に記載のとおり、旧試験下の平成7年頃の新規受験者は、毎年約4,000人程度であったとされております。

次に、「法曹志願者の減少に関する要因の整理」に関する資料として、21ページ・資料12を御覧ください。法曹志願者の減少に関する要因については、司法試験の合格率、弁護士の就職難、法曹養成課程の経済的・時間的負担といった要素が挙げられておりますが、その考え方については、資料にあるような幾つかの指摘がございますので、整理いたしました。また、次の22ページ・資料13は、裁判官及び検察官任官者を除く司法修習終了者の弁護士登録等の状況を各期ごとにまとめたものであり、次の23ページは、これをグラフでまとめたものです。

以上の資料も御参考にしていただきたい上で、法曹志願者の増加に向けた改善の方向性を御議論いただきたいと存じます。

次に、3つ目の論点でございます「法曹の多様性の確保」についてですが、「司法制度改革の理念」に関する資料として、戻っていただいて恐縮なんですが、先ほどの3ページを御覧ください。この司法制度改革審議会意見書ですが、ページの中ほどの枠囲いの部分において、入学者選抜について、「公平性、開放性、多様性の確保を旨と」する、あるいは「多様性の拡大を図ること」とされております。

次に、「法曹の多様性の確保が困難な要因の整理」に関する資料として、24ページ・資料14を御覧ください。「多様性の確保が困難である原因についての指摘」と、「多様性の確保の状況に関する指摘」について整理したものです。また、統計については、25ページの資料15を御覧ください。法科大学院入学者の推移について、上のグラフは法学既修・未修別の推移を表すものであり、下のグラフは社会人の入学状況を表すものです。また、次の26ページのグラフは、学部系統別の入学状況を表すものです。

また、27ページ・資料16を御覧ください。司法試験の合格状況について、既修・未修別、法学部・非法学部別の統計資料となっております。その後ろの31ページの折れ線グラフを見ていただきますと、法学部・非法学部出身者ともにオレンジ色、青色の既修者に比べて、茶色、緑色の未修者の合格率が低いことがわかります。32ページの資料17ですが、これは、旧司法試験のデータも含め、法学部・非法学部別の統計資料となっております。

さらに、34ページの資料18は、法科大学院の入学者選抜の関係で、法科大学院適性試験の概要に関する資料となっております。

以上の資料も御参考にしていただきたい上で、多様性の確保に向けた改善の方向性を御議論していただきたいと思います。

次に、「法曹養成課程における経済的支援」の論点についてですが、まず、法科大学院生に対する経済的支援に関する資料を御説明いたします。35ページ・資料19を御覧ください。日本学生支援機構の奨学金事業の内容に関する資料であり、法科大学院においては、有利子奨学金について、通常の貸与月額よりも増額し、19万円又は22万円を選択することが可能とされております。また、38ページ・資料20は、日本弁護士連合会作成の資料であり、各大学ごとの経済的支援の内容を含め、法科大学院生に対する支援の内容を整理したパンフレットです。

次に、司法修習生に対する経済的支援に関する資料について、74ページ・資料21を御覧ください。御案内のとおり、司法修習生に対する経済的支援については、昨年11月から修習資金を貸与する貸与制が施行されておりますが、この資料では貸与制の導入・施行に至る経緯、貸与制導入の趣旨、貸与制の内容、その実施状況について記載しております。76

ページ・資料22は、昨年8月の法曹の養成に関するフォーラム第一次取りまとめの概要を整理したものです。次の77ページ・資料23は、フォーラムにおいて実施された経済状況調査の結果概要であり、82ページ・資料24は、貸与制導入の趣旨に関し、フォーラムの検討資料とされた「司法制度改革関係予算の推移」です。

以上の資料も御参考にしていただきたい上で、経済的支援の在り方を御議論いただきたいと存じます。

事務局からの資料に関する説明は以上でございます。また、資料3について、井上委員の方から若干の御説明があるということですので、恐縮ですが、井上委員の方からよろしくお願ひいたします。

○井上委員 ごく手短に御説明いたします。これは今年5月に韓国のロースクールの集まりである法学専門大学院協議会と日本の法科大学院協会との合同のシンポジウムの結果を記事にしたもの写します。

これは、我が国と相前後してロースクール制度を導入しました韓国の状況についての最新の情報を示すものでして、我が国との比較も含め、本会議での議論の参考になるかと考えて配布していただいたものであります。

詳しくは御一読していただきたいのですけれども、注目すべき点としては、第1に、理念とか目指す方向として、韓国でも従来、司法試験という点のみの試験による法曹資格者の選抜制度を探っており、合格率が4%と極めて低かったため、志願者が過度に受験勉強に傾注する結果、法曹となるものの専門性の不足が問題化したということや、法曹の職域拡大とか国際化への対応が進まないという問題点があったことから、ロースクールでの教育を中心としたプロセスとしての養成システムを導入したという点で、基本的に我が国と共通の理念ないし志向の下に改革を進めてきているということが挙げられます。

2番目に、韓国のロースクールでは法曹の職域拡大と国際的競争力の強化を目指して、それぞれのロースクールで特性のある教育プログラムを組むとともに、外国語による授業を一定単位必須としているということです。

3番目に、前回の本会議で配布された資料にもありましたように、韓国の法曹人口は、人口比でいうと我が国よりやや多く、新たに法曹資格を得た人の就職難という問題があるため合格者数抑制論も一部にあるものの、新たな法曹養成システムの導入に伴い、法曹資格認定の試験についても発想を基本的に改めて、最終的には絶対的な資格試験とすることを目標にしつつ、当面は毎年ロースクールの学生定員の75%である1,500人、これは人口比で換算しますと日本の約3,800人に相当しますが、それだけの人数を合格させる方針で当面運用されていることです。こういった点などが特に注目される点であるかと思われます。是非お目通しください、参考にしていただければと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。ただ今事務局からたくさんの資料の資料1の説明がございました。

意見交換に入る前に、何かこの資料1につきまして御質問があればお願いしたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

それでは、ここにもございますような議事次第に従いまして、意見交換を行いたいと思います。

本日の議論の趣旨について私から初めに申し上げさせていただきたいわけでありますが、

それは次回以降に法曹養成制度の各論を検討する前提として、改善の大きな方向性というものを見定めることができれば有り難いと思っておりますので、そのような観点から御議論をお出しいただければと思っております。

事務局資料において、法曹の養成に関するフォーラムの論点整理の記載事項に従いまして、4つの項目に分けて整理してもらっていますので、おおむねこれに従って議論をいただきたいというふうに思います。この議事次第のところにもございますように、まずプロセスとしての法曹養成について御議論いただきたいと思います。

現在の法曹養成制度については、一定の成果が上がっているとの見方がある一方で、問題点があること自体は各種指摘があるところでございまして、事務局資料では、この検討会議の内外を問わず、これらの成果や問題点に関してなされている指摘が、ある程度網羅的に示されているものと認識しております。

そこで、これらの資料を基に問題点について検討していきたいと思いますが、プロセスとしての法曹養成についてという論点は、議論の出発点として、この制度自体の当否を議論する論点であると考えます。

資料1の8ページをちょっと開いていただきたいと思います。

新旧の法曹養成制度の枠組みに関する意見が取りまとめられております。右側に現在の法曹養成の制度自体に対する批判がございまして、法科大学院を中心とするプロセスとしての法曹養成に対する否定的な指摘の例として、司法試験の受験資格を撤廃すべきであるとの指摘について整備されておりますので、その主な理由とされている点について、順次検討してまいりたいと思います。必ずしも資料に挙げられた順番どおりではありませんが、まず③の受験資格制限を撤廃することの有用性を指摘するものという点についてであります、これは現在の新制度の理念よりも、むしろ旧制度の方が望ましいものであったというような指摘にもなっておりますので、まずこの③といいますか、右側の指摘でいうと③の丸でくくったものです。この受験資格うんぬんということについて、これから御発言をいただくようになりたいと思います。これは①、②、③、④となっていますけれども、必ずしもこの順番でいくわけではありません。これは司会者としてこの順番では必ずしも進めないということをお断りした上で、まず③番目から何か御意見があればいただきたいと思うわけでございます。

そこで、この辺りにつきまして、委員各位の御見解を御披露いただければと思いますが、いかがでしょうか。和田委員、どうぞ。

○和田委員 ③に限らない話になるかと思いますけれども、私は、現在の法科大学院における教育というのは、教員によってはあるいは大学によっては、一部によいものもあるとは思うものの、全体として見た場合には適切なものであると言い難いと思っていますので、現在の制度を大きく変えない限り、司法試験の受験の前提としてそのような法科大学院の教育を強制するということには合理性がないだろう、と考えています。

私は、法科大学院の現場での有様を具体的に御説明してから、関連する問題に入りましたのですが、法科大学院についての具体的な話は次回と次々回でということですから、後回しにさせていただこうと思います。

今回まずは、私がなぜ法科大学院の現場を知っているのかということをわかつていただくために、恐縮ですけれども、私のバックグラウンドを簡単にお話しさせていただきたいと思っています。

私は、現在弁護士という肩書を持っていますけれども、これまで法律の世界で様々なことをしてきました。私は司法修習に行きましたけれども、その前に大学院に行っていたということもありまして、司法修習終了後は明治学院大学法学部に勤務していました。実務家の仕事をしたかったものの、当時明治学院大学では弁護士登録は認められないとされていたという事情などもありまして、結局しばらくして実務家としてやっていきたいということで退職して裁判官になりました。

東京地方裁判所に勤務して通常の民事訴訟を担当していました。裁判官として約3年間勤めていましたが、今度は青山学院大学から、うちも法科大学院をつくるので手伝ってほしいという話がありました。私は以前からよりよい法曹養成ということに大きな関心がありました、また、大学と実務の両方の世界を多少は知っている者として両方の世界の橋渡しをするのも私の役割かもしれないと思いました、裁判官を退職して、青山学院大学の法科大学院の専任教授となりました。青山学院大学には6年間勤めていました。現在はその青山学院大学も退職して、弁護士その他の活動をしているということになります。

青山学院大学以外に、九州大学の法科大学院や筑波大学の法科大学院の非常勤講師を務めたこともあります。さらにそれ以外のほかの法科大学院の話もいろいろと学生から聞いてきました。あと司法試験の予備校の講師をしたこと也有りまして、今後もする機会はあると思います。

そのような私から見ますと、率直に言いまして、現在の法科大学院における教育というの全体的に見て司法試験の受験にも余り役に立たず、実務をする上でも余り役に立たないという内容が多過ぎると感じられます。学生にとっては2年ないし3年の時間と数百万円の費用等をかけて法科大学院での教育を受けないと司法試験が受験できないという現行制度については、一部の例外は別にしまして、現状ではそれを正当化できるだけの適切な教育がなされていない、と言わざるを得ないと思います。その具体的な話やその原因、あり得る対策についての話は次回以降にさせていただこうと考えています。

ただ、先ほどの資料3の8ページの右側の②の3行目に、「法科大学院修了を受験資格としても、法科大学院が受験予備校化するだけであり」とある点については、私は、むしろ法科大学院が受験予備校化されしていないというのが現状であると思います。

私は、法科大学院では実務家養成をトータルとして行うべきであると思いますから、司法試験の受験のことだけ教えればいいとは思いませんけれども、法科大学院で教育を受けることが司法試験の受験資格になっていて、司法試験が実務家になるための実力を問うものとされているという以上、法科大学院でも司法試験の受験のことも教えるべきで、特に具体的な事例を使って文章を作成させて、それを教師が添削するといいわゆる答案練習、これは司法研修所では起案と呼ばれていますけれども、こういうものは司法試験に合格するためだけでなく、実務家の法曹養成プロセスとしても不可欠だと思います。それにもかかわらず、法科大学院において、司法試験の受験指導をすることは公式には現在も禁止されています。一部緩和するような動きもないわけではありませんけれども。

ちなみに、医師を養成する医学部では国家試験の指導をしてはいけないとはされていないはずです。受験予備校化してはいけないなどとして司法試験の受験指導を排除しようしているのは、何とかして司法試験に受かりたいという法科大学院に入学する学生の思いにも著しくかけ離れていると思います。それが次の議題の法曹志願者の減少という問題にも十分つ

ながっているのだというふうに思います。

○佐々木座長　はい。それじゃ、ほかの方はどうぞ。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員　私は、この受験資格の制限を撤廃するということは、やはり旧司法試験の制度に戻すことに結局なってしまうということで賛成できかねるという意見であります。

旧司法試験は開かれた制度として、そういう意味の長所はあったと思いますけれども、そのために受験競争というものが激化し、それから受験技術優先といった弊害を招いて、結果としては、多くの有為な人材が法曹となる道を閉ざされたんではないかと。現在の法科大学院制度というのは、その反省の上に立ってのものであって、軽々にそれを改めるべきではないというふうに思います。

そもそも、その法科大学院制度をちょっと否定的に見過ぎておられるんではないかと、いろんな人の意見が。法科大学院に種々の問題があつて改善すべき点が多いことは否定しませんけれども、その肯定的な面はしっかりと評価しなくちゃいけないんじゃないかと。何といってもここ数年間、毎年2,000人くらいの法科大学院の修了生が司法試験に合格していると。さらに毎年大半の者が司法修習生となって二回試験に合格して法曹となっていると。これは何といっても法科大学院教育の成果だというふうに思います。

例えば司法試験に受かっているのがおかしいじゃないか、二回試験を通したのがおかしいんじゃないかという議論をやれば、またこれは別な話になるのかもしれませんけれども、私自身も司法試験委員をかつてしましましたし、この二回試験の委員もしましたけれども、やはりその委員の人たちは皆それに見合う能力があるかないかということを非常に厳正に見て評価してきたというふうに思っています。

そういう観点から、少なくともその法科大学院制度の中身をどういうふうに改善するかと。今、和田先生も言われたように、例えばもうちょっと受験の指導みたいなことをしてもいいんじゃないかというような面はあるかもしれませんし、その他いろいろ検討すべき点はあると思いますけれども、この受験資格という意味では、やはり法科大学院制度を中心としてやっていくべきではないかというふうに思います。

○佐々木座長　はい、どうも。ほかに。それじゃ、久保委員、どうぞ。

○久保委員　部外的な意見で大変恐縮なんですけれども、私も今の伊藤先生の意見に賛成したいと思うんです。受験資格を原則法科大学院修了者とする制限を撤廃した場合の利点として、資料3の8ページの3番目に、有為で多様な人材が集まり、志願者も減少しないということが挙げられていますが、果たして本当だろうかなという気がします。私はむしろ旧試験時代のような激しい受験競争とか、受験技術優先の傾向が再現されるのではないかという点を危惧しております。

当時を思い起こしてみると、過度の競争がもたらした様々な弊害が、法曹にとって欠かせない幅広い能力とか豊かな人間性、そういうものを備えた人材の確保を難しくしているという危機感が、当時の社会全体に共通なものであったような気がしております。

こうした中から生まれたプロセスとしての法曹養成制度、これを10年もたたないうちに壊してしまうというのはいかがなものか。単にそれが法曹養成制度だけじゃなくて、この間に様々な分野で続けられてきた司法制度改革、この成果までも否定することにつながりかねないということを危惧しているわけです。

これまで確かに法科大学院についてはいろんな点が指摘されておりますが、数字的に見ま

しても、発足当初と比べると非常に悲観的な数字も数多く見られる反面、例えば、いただいた資料をよく眺めてみると、平成24年の司法試験の場合、第1回目の受験で合格した人が全体の51%ぐらいを占めている。これは法科大学院の3年間を加味して、旧司法試験時代の4回目の受験者の合格者と比べてみても圧倒的に数が多いわけです。

それから、24年度では法学部未修者も1回で250人が合格、これは全体の22%ぐらいになります。また法科大学院の入学者を見ましても、社会人はかなり減っていますが、依然として2割ぐらいを占めている。いずれも旧試験時代にはなかった現象であり、こういった数字を少し前向きに検討してみると、やっぱり一定の評価はできると思います。ただいろいろ指摘されている点については早急な改革を要しますが、私の感じとしては、今ならまだ何とか間に合うと思います。そのためにも全否定ではなく、問題点を一つ一つ具体的に検討し、前向きに改革に取り組めば何とかなるんじゃないかというふうな感じがしております。以上です。

○佐々木座長 どうも。ほかの方はどうぞ。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。今日はちょっと喉を痛めておりまして、お聞き苦しいかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

本日は、「法曹養成全体総論」というテーマで議論をするに当たりまして、法曹養成全体を考えるときには、正に今後この会議の検討テーマであります法曹有資格者の活動領域の在り方、法曹人口の在り方、法科大学院、司法試験、司法修習、継続教育等、それぞれが密接に関連していることを改めて認識します。したがって、改善の方向性を考えるときにどのテーマに見られる課題について特に重視するか、その課題についてどのように解決をしていくかという考え方によって総合的な見方も変わってくるかと思います。

そこで、本日座長から示されまして出発点となっておりますこの「新旧の法曹養成制度の枠組みに関する意見」を出発点とするとき、現行制度についての否定的な指摘の例から考えることとは、私は極めてユニークな議論の進め方だなと思います。

私自身、問題の所在はわかるのですが、じゃ、どのように解決していくかということについてまだ定かではありませんが、ただこの資料をいただきましたので、ちょっと考え方の幾つかをお話ししたいと思います。

1点目は、法曹養成制度を旧制度から抜本的に改革したときの視点、理念を再確認することが必要だというふうに思うのです。すなわち、現行制度は、旧制度の弊害を解決するために司法制度改革の大きな柱として検討され構築されたものです。特に、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度が必要であるという指摘から生まれたものです。したがいまして、司法試験の受験資格を法科大学院修了者のみとする制度をつくってきたわけです。

ですから、今後の法曹養成制度を検討する際に、正に法科大学院を継続するのかしないのか、継続するとなればそれ以外の例えば受験プロセスをどう保障するのか、あるいは法科大学院の内容そのものをどのようにしていくのかというのが問われると思いますし、また、和田委員がおっしゃいましたように、法科大学院を継続しないとするならば、旧試験に戻すのか、それともまた違う、法科大学院を要件としないけれども、違う形を提案するのかということが課題になりますし、既に今、法科大学院で学んでいる学生に対して、それをどのように保障していくかという過渡的な問題も生まれますので、ここは正に根本的な根幹的なテー

マだというふうに認識します。

本日この資料3の次のページに資料4として、「法科大学院教育の成果」として挙げられる指摘の例も列記されています。私はこのような成果というのもやはり認識すべきだと思いますし、法科大学院の意義は一定程度果たされてきたのではないかと思っている者の一人です。

法科大学院がなくなれば、司法試験受験のための予備校が増えるという傾向は当然あるでしょうし、また予備校では試験にかかる学ぶということになりますから、法科大学院で現在しているようなものが学べなくはなるといえます。

そこでやはり問われるのは、2点目ですが、現行の法科大学院を継続するとなったら、その教育実績をどう客観的に正しく評価するかということと、それを司法試験の合格率との関係でどのように評価していくかということがあるかと思います。また、もし合格率のみで評価しないとするならば、先にも申し上げましたが、法科大学院を修了し、司法試験に合格しなかつたけれども、修了できた法務博士というのでしょうか、そうした皆さんをどう社会的に受容し、活躍していただけるかという条件整備をしなければ、やはり法科大学院で学んだ人のエネルギーとか思いというのが生かされないというふうにも思います。

何よりも法科大学院をもし継続するとなれば、先ほど和田委員が御指摘され、縷々列挙された現状の問題があるとしたら、やはりカリキュラムの改善、そして司法試験との有機的な連携、また大変言いにくいんですが、私も元大学教員でしたので、大学教育というのは、やはり質の高い学生に対する教育を、質の高いカリキュラムで保障し、そして質の高い実績を持って卒業させていくということでございますから、それができない法科大学院があるとなるならば、一定の基準を明確にした上で、やはり統廃合とかあるいは何ていうんでしょうか、変革がなされなければいけないと思います。それは文部科学省でも既にお取組をされていると思いますけれども、そういう厳しい評価と改革というのも問われてくるのではないかと思います。

後の課題になりますが、あわせて法科大学院に経済的な投資をする当事者にとって、満足度が得られなければいけないというふうに思います。「学生満足度」というんでしょうか。それをやはり客観的に評価して、しっかりと法科大学院のための教育ではなくて、学ぶ学生のための教育というのをやはり大いにしていただけるようなポジティブな改革の方向性をこれを機会に法科大学院関係者に持っていただくことが重要ではないかと、この③については感じたところです。以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 ほかにございませんでしょうか。

③を出発点にしていろいろ全般的なお話もいただきましたので、また議論の過程で余り細かく制限するつもりはないんですが、とりあえず少しずつやっていきながら、その中で全体的な御意見を表明してもらうというようにお願いしたいと思います。

それでは、適宜ですけれども、先ほど③ということを言ったんですけれども、今度は①です。経済的・時間的負担の重さというのは、これは先ほどもちょっと話題に出ていましたけれども、これは法曹志願者の減少の要因の一つというふうにもいわれているわけでありますが、その点で、もうこれも問題になっている点がありますが、この辺りについては、あるいはこの辺りをきっかけにして御意見を御発言いただければ大変有り難いと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

それじゃ、翁委員、その後清原委員にお願いします。

○翁委員 私も司法制度改革において、点としての司法試験から法学教育、司法試験、司法修習を連携するプロセスで養成を考えていくという趣旨自体は、その方向の延長でこれからも考えていくということが大事ではないかというように思っておりますが、やはりこの法科大学院の負担の重さというのは、学生にとっても法曹を目指すかどうかということの一つのネックになっているのではないかという感じを持っております。

やはり、今、例えば予備試験の合格者が非常に多い、それは短期間で合格することによって早く法曹への道を目指すことができるということにも由来するのではないかというふうに思います。

そのように考えますと、例えば法学部を目指す人が4年の学部の勉強を出てからさらに2年法科大学院で学び、かつ司法修習を1年間して7年間経たないと法曹になれないというのは、やはり少し長いのではないかという、ほかのプロフェッショナルはもう少し時間がかかるものもございますけれども、やはりもう少し短期間でなれるという道を開いてもいいのではないかと。すなわち、法科大学院に学部の2年時、3年時で一旦法学の基礎的なものを学んだ人で、一定の目指す大学院に入れるという水準を満たすレベルまで達していれば、早期に入れて法科大学院の教育を受けることができるというような道も、より柔軟に考えていくはどうかなというように思います。

○佐々木座長 はい。それじゃ清原さん、どうぞ。

○清原委員 すみません、続けて失礼します。

法科大学院志願者の減少の要因とされる経済的要因について、少し意見を述べさせていただきます。

今回多くいただきましたデータによりますと、法科大学院の学生及び司法修習生への経済的支援は、貸与制ということに移行しておりますけれども、内容としてはそれなりの御努力で充実してきているようです。

さて、本日いただきました資料74ページの資料21に、(4)でございますけれども、法務省は、フォーラム第一次取りまとめを踏まえ、平成23年11月、貸与制について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における返還猶予措置を講ずるための「裁判所法の一部を改正する法律案」を提出したと。これについては、衆議院における議員修正がなされて、平成24年7月27日に成立しましたが、その修正内容を私は注目したいと思います。

この修正内容には、「修習資金の貸与については、その検討において司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ検討が行われるべきである」とあります。

私は、市長をしておりますので、市議会で例えば提出しました予算案等に附帯意見が付くというのは大変重いことでございまして、議員修正がなされた趣旨というのをやはり反映しなければいけないというふうに思って臨んでいたのですが、ただこの内容というのはかなり抽象的ではございまして、じゃ、具体的にどのようにすることがこの修正に応えることになるのかということについては、ちょっとおぼろげなのですが、私自身は重く受けとめたいと思っています。

そこで、調べましたら、司法修習生は全国の裁判所や検察庁、弁護士会などに配属されて、

その間公務員と同じように「守秘義務」を課されるとともに、「職務専念義務」が課されていると聞いています。法律の仕事をするのですから、「守秘義務」はもう当然のことございます。ただ、「職務専念義務」というのは大変これもまた重いものでございまして、保障が報酬でされているかというと、給費制ではありませんので、貸与制ということで、この職務専念義務が課されても経済的な保障はないということになります。この司法修習は実務的な実地研修として大変意義のある重要な研修であると私は認識しています。修習生にとっては給費制が貸与制に替わったことで経済的負担が増したことは確かなようございます。

実際、経済的理由によって法曹になることをあきらめた人もいると思っておりますが、これはもっともっと奨学金等について、たとえ貸与制であってもしっかりと情報提供をしていくことが重要であると思いますし、返還についてもいろいろ工夫がされて猶予がされているようございますから、その点についてもしっかりとアドバイスというか、カウンセリングというか、そういうことをしていく必要があると思います。

ただ、司法修習生についても貸与制から給費制に戻ることはなかなか難しい財政的状況、政治的状況であるというふうに学んでおりますので、そこで何か工夫で法律改正も必要になってくるとは思うのですが、「住居手当」とか何か工夫はないのかなと。ちょっと親心になって申しておりますが、自立して取り組んでいただきなければいけないわけですから、当然その他の保障でやっていく必要もあるかなと思いますが、自宅で通える修習生とそうでない修習生でデータによると7万円から8万円差があるということで、これは結構な額でございまして、私としては地方自治体が配属命令をしていく場合には、赴任先が自宅から通えないときに都道府県などで「赴任手当」なども出しているというふうに聞いておりますので、これも状況が厳しいと思いますが、御検討いただくことも必要ではないかと思います。

最後に、話させていただいたことにもう一つ付け加えさせていただきますが、ともするとその「経済的支援」ということで象徴されるんですが、私は「経済的負担」とか「経済的支援」という部分を要因とする「精神的なストレス」といいましょうか、そういうものにも配慮すべきだというふうに思っているんです。専門職になるんですから、医師であれ公認会計士であれ、守秘義務等々によるストレスがかかるのは当然かもしれませんけれども、今回司法の養成制度を検討するに当たり、やはり経済的な問題を象徴的な一つとする法科大学院生あるいは司法修習生の精神的な負担とかストレスとかに関して「メンタルヘルス」として支援をしていただければと思います。法曹界でそういう支援もしていらっしゃる実例があれば後ほど教えていただきたいと思うんですが、そういうことも併せて有為な人材に対しての多面的な支援をするということが重要ではないかと考えます。以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 ほかに。それじゃ、田島委員、どうぞ。

○田島委員 司法改革、この制度改革で狙われたものは、プロセスという言葉に象徴されるように、司法試験という点でやっていたものを流れの中で育てようということだと思います。韓国辺りでは法学部をなくして法科大学院をつくっています。日本は法学部がそのままあって、その上に法科大学院をつくっているわけですから、その履修の仕方も長期間になってくるんだと思うんです。そのときに経済的な負担も大きいんですが、法学部の在り方みたいなところまで踏み込んで法科大学院の検討がされたのかというのが見てこないんです。ここにも非常に問題があると思います。

法学部を卒業した人が既修という形で2年間学ぶということになっていますけれども、未修のところを見ると、70%が法学部出身ですよね。これは一体何ですかと聞いたんです。皆さん、いや、それはいろんな機会を与えるんだとおっしゃるだけで、そうすると2年ではどうも合格する自信がない者は、3年コースを選ぶのかというだけの話ですか。法科大学院が目指したものと現実に動いているところが違ってきて相当おかしなところが出てきているんだと思います。

このプロセスの中で最終コースみたいなところは、合格した後の要するに修習のところだと思うんです。ここが過去は充実していたような気がするんです。今回のこの制度一環の流れの中から見ると、修習の仕方が中身や期間等も含めて非常に薄くなつたんではないかというように思います。

何よりも、その典型が経済的な問題だと思います。経済的な問題で資料を一生懸命見たんですけども出てこない、わからないのが、過去と現在の待遇の違いです。かつては給費制で貧しい中でも必死で頑張って努力して司法試験を受けて合格した途端に、天国みたいな自分の目指すものに集中できるという、魅力がすごくあったような気がするんですけれども、今は合格してもその後まだまだ経済的には苦難が続くというようなものが目立ちます。

ですから、そこは資料として給費制でやっておられたときの給付していたのはどんなものだったのか、お金を幾らかぽんとやっただけじゃないんだと思います。身分保障を相当されたでしょうから、例えば病気をしたときどうするんだとか、あるいは研修のための赴任費用だとか住居の引っ越ししなくちゃいけないとか、本人が自分が希望するところで研修ができるいいですけれども、国の方で決められるわけでしょうから。

そうすると、それに伴っているものはどれだけ違うようになったのか。貸与制になったときと、それから給付でやっていたときと、そのときの資料をいただきたい。そういうものをきちんと区分けして、事務局のところで数字を出していただけませんでしょうか。そう大して貸与制でやっても変わらないのであればいいのですが、皆さんたちのお話を聞いてみるとすごく困っておられる人がおられますね。ですから、それが影響して合格後のところでも非常にみんなが不安を持っているようです。

それから、ちょっと精神的なところからいうと、貸与制というのは、私は絶対受けられないですよ。子どものときから我が家は「絶対借金するな」と言って育てられた人間です。これはそれぞれ考え方方が違うと思うんですけれども、我が国は案外そういう借金なんかせずに自分でしっかり頑張って苦学してでも勉強しろと教えてきたというのも一つの美点みたいなのがあるんじゃないかと思うんです。

今のこれは貸与制という形で、貸し付けるからいいじゃないかという意見もあるようですが、大学院まではそれでもいいんだと思いますけれども、少なくとも合格した後は、しっかり国家が育てるという覚悟が必要です。我が国が非常に重要な人材養成の大きな柱だと思います。合格した後ではきっと身分保障をして、しっかり勉強できるようにするというのはすごく大事だと思っています。

ですから、是非そこで議論をするときに資料をきちんと出していただければ有り難いと思います。

○佐々木座長 それじゃ座長として少し口を挟ませてください。半分時間が来ましたので、少しずつさっきは①番の話を中心にというか、切り口にしてという話ををお願いしたところであ

りますが、今度はそれももちろん議論をいろいろクロスしても構わないんですが、そのプロセスとしての法曹養成制度による目的の達成というものが果たしてどうなのかということで、これは教育の話が出てくるわけでありまして、これはさっき和田さんを始め、皆さんから既にいろいろ御発言をいただいているところであります。

そこでまた、そのことは司法試験の合格状況の問題とも絡むというようなこともございますので、その辺を切り口にして御発言をされる方がいらっしゃれば、是非お話を伺いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。それじゃ、国分委員にお願いしましょう。

○国分委員 私は医学教育、研究、そして医療の第一線で診療に従事していた立場から、できるだけ客観的に関連の事実をお伝えし、私個人の意見は述べないように努めて参りますので、よろしく御理解ください。

医師養成の視点からしますと、合格率25%は信じ難いことです。私ども教授陣は、医学部に入学した学生は国家試験に原則100%合格するもの信じております。したがって、学生もそのつもりで入ってきてはいるはずです。受験生の親も、息子、娘が入学試験に合格すれば大喜びします。特殊な事情がない限り100%通ると信じることができますからだと思います。法曹養成では、これと背景が異なる。すなわち、養成のどの時点で、コンペティションをするのか、最終に近い選抜を行うのかの違いと考えられます。

アメリカの医学教育の場合、4年のカレッジを終わった後に選抜が行われる。アジアの多くの大学は、イギリスもそうですが、高等学校あるいは2年のカレッジを終わって、十七、八から二十の間くらいで選抜があるわけです。いずれの場合も、そこを通れば、卒業時の医師免許の試験にほぼ全員が合格するように教育をするわけです。しかし、合格のためだけの教育をするのではない。余裕の部分がある。その余裕の部分が、プロセスの育成であるがゆえと考えられます。合格に求められる内容の、例えば10倍くらいのカリキュラムに加えて、システム、人材、教官などにも10倍くらいの余裕を持たせることが必要であるわけです。そのことによって知識とともに医師に不可欠な人格が涵養されていくことになります。

法曹の外から伺っておりますと、かつての法曹養成は司法試験という点で選抜する、それまでは各自の努力に負っていたわけです。大学を通したプロセスの教育では、各自の努力もさることながら、大学全体のシステムとして余裕を持って法曹人を育てるこになります。カリキュラムは司法試験のためだけのものではない、司法試験に当然合格するように教育するのだということです。教育し、卒業させて不合格というのはどこに問題があるのでしょうか。法科大学院の教育にあるのか、いや、司法試験が25%しか通らないとしているからなのか。資格試験、入学試験、そして法科大学院を終わった後に司法試験が待っている。司法試験が実質的な選抜になっていると思えてなりません。しかも司法修習の後に2回試験する。このように何回もコンペティションを行うシステムで良いのでしょうか。それでは、法科大学院の教育に余裕がなくなつて当然と、危惧されます。学生のみならず、教官陣も精神的に余裕がなくなつていく、あるいは法科大学院が予備校化してしまつのではないかでしょうか。以上が、医師養成の側から見た現在の法曹養成のシステムに対する感想です。

○佐々木座長 ほかにどうぞ。それじゃ、松野政務官から。

○松野法務大臣政務官 政務官の松野です。

先ほど清原委員の方から、この資料21、74ページのところで議員修正のお話がありました。貴重なお話がありましたので、ちょっとそれに私自身がこういう議員修正に関わって

きたこともありますので、少し御説明をしたいと思います。

議員修正の文言として、適切な経済的支援を行うということで、これはもう率直に言って両論がありました。一方では給費制を復活させろという議員もおれば、他方では多少極論かもしませんが、貸与制にすることすら支援し過ぎるという意見もないわけではなくて、かなりそのところは両論があったということで、ただやっぱり一定の経済的支援は、これは必要だろうと、司法修習生に対してそれは是非やるべきだろうということで、適切な経済的支援ということに、文言としては落ち着いたと。具体的な中身は、是非この検討会議の中でも御議論していただければと思います。

それからもう一つは、司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつという、この文言の裏には、実は修習生には専念義務が課されていると、それを踏まえてという意味付で、この修習の位置付けを踏まえつつという文言に落ち着いたわけでございます。

ですから、一方では修習生に対しては専念義務を課している、ある意味ではアルバイトしちゃ駄目だと、修習に専念しなきゃいけないと。じゃどうやって生活するんだということで、とりあえず貸与制ということに落ち着いたわけですが、果たして貸与制だけで十分なのかどうか、一方では修習生に対する専念義務を課しておきながら、他方で貸与するということだけでいいのか、もう少し何らかの支援があってもいいのかもしれない、是非こういった点も踏まえて検討会議で議論していただこうと、こういうことで、こういう議員修正に落ち着いたということですので、御参考までにお話しさせていただきました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

ただ今は、切り口としては法科大学院の教育、いろいろな教育を巡っての御指摘があるということだったものですから、何か、田中さんや鎌田委員辺りから何か御発言はないでしょうか。

○田中委員 私は、前回の第2回の会議の最後に、当日欠席の和田委員から提出されていた意見書のうち「現在の法曹養成制度そのものが崩壊しつつある」といった点について若干コメントをいたしました。

ここでは、今回の議論の「プロセスとしての法曹養成」の確保にも関わる総論的な意見を述べたわけありますけれども、その際、和田委員にはその記載の御趣旨を直接お尋ねできませんでしたので、御趣旨を誤解しているところがあれば、御指摘をいただきたいと思うわけであります。また、「法曹志願者の減少」の議論にもこれから加わりたいとは思いますけれども、法科大学院の教育を巡る点について発言の機会を与えられましたので、ここでは法科大学院教育の成果に関わる点について、私なりの意見を申し上げたいと思います。

現在の法曹養成制度というのは、本日配布され、また説明もされました資料3、8、9などの記載内容からもうかがわれますとおり、旧司法試験の受験競争の弊害と、その改善の限界といった旧制度の病理現象が抜き差しならない状況に陥ったというところから導入されたものであります。このような経緯からいたしましても、適切な法学専門教育を施すということを目的とする法科大学院設置当時の制度理念というものは、たやすく放棄すべきものではないだろうと、こういうふうに考えております。

資料4にも先ほど御紹介がありましたとおり、法科大学院教育の成果として例が挙がっております。これはなかなか外からではわからないところもございますが、私は、日頃の業務を通じて、法科大学院の教育成果は大変上がっているのではないかということを実感してお

ります。その点につきまして、我が田に水を引くようで大変恐縮でございますけれども、若干御紹介いたしますと、教室ではソクラティックメソッド等による双方向性の議論を大変重視しております。生きた事例から読み取れる物事の本質でありますとか、あるいは問題解決に向けた判断の分岐点を考えさせるような、そういう授業が日々実践されております。

また、様々な教授手法の工夫というものも、この長い間になされまして、学生の授業における目の輝きというのも真剣そのものでございます。いわゆる啐啄同時といったような、そういうしたものに似た現象も見られるところであります。こういった授業運営が多くの教室で実践されておりますけれども、旧司法試験当時の大学の授業とは様変わりしているのではないかというふうに認識しております。

教育の成果という点に関して授業実感の一端について申し上げたわけですけれども、私の立場は前回にも申し上げましたとおり、長期的な視点から検討すべき法科大学院に関わる教育制度の根幹を軽々に変えるというような発想を持つことなく、その設置の理念の実現に向けて制度の至らざるところを手直ししていくという、そういう地道な努力を惜しんではならないというところにございます。

人間であれば生まれてから大人になるまでの間に、最初の頃はいわばティーズィングペリオド (teething period) といいますか、歯が生え変わる頃のいろいろなトラブルというものがあるわけですけれども、そういった時期を乗り越えていく、そういう時期に必ず起こるであろうティーズィングトラブル (teething troubles) というようなものについても、我々がやはり温かくといいますか、寛容の精神を持ち長い目で見てせっかくできた制度を育っていくと、こういった視点が大切なのではないかと、このように考えております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。またこの件はいろいろ議論がありますから、今日で終わるわけではありませんので。

先ほど鎌田さん、何かありますか。じゃ、ちょっと私は鎌田さんにむしろ聞きたいものでありますて、実は④のところが法科大学院制度を改革することが不可能であるという指摘があるというわけです。これは種々の改革を施すのは大学の自治を尊重する観点から問題があると、こういう議論です。これはある意味では文部行政の根幹に関わる問題で、ところがどうもこの辺についても世間はわかっていない可能性があって、極めて何というか、無前提の議論をしているような感じがあるんですが、そうした点も含めてどうですか。どう考えたらいいのか。

○鎌田委員 お尋ねのありました④の点でございますけれども、この「法科大学院制度を改革する」ということの中に、どういう内容が含まれているかにもよるんですが、大学の統廃合とか閉鎖とかというふうなことを強権的にできるかというと、多分今の現行制度の中では、それは直接にはできないことなんだろうと思うんです。しかしながら、法科大学院制度を評価するときには、教育機関としての評価と、それからもう一つはこれは今話題になっておりますように、この法科大学院を修了することが司法試験受験の要件になっているという側面がありますので、この両面は少し分けて考えた方がいいのかもしれないと思います。

法科大学院を修了して司法試験の受験資格を与えることの適否というのは、多分当初の制度設計でも認証評価等を通じて、それに値する法科大学院であるかどうかの評価が下される。法科大学院的な教育を続けてもいいけれども、司法試験の受験資格は与えられないという、

こういう形は現行制度の中でもあり得るんだろうと思います。

それともう一つは法科大学院維持のために、後ろの方の83ページに表がありましたけれども、かなりの国費が投入されているところでありますので、法科大学院に期待された役割を果たせない法科大学院、学校については、そういう公的な支援はしないという、こういう選択はあり得ると思いますけれども、直接的に教育をやめろというような権限は、多分文科省といえども現行法の下では持っていないんだろうと、こういうふうに思っています。

井上先生からまた補足がありましたらしていただければと思います。

○佐々木座長 この点はどうですか、この話はどうですか。

○丸島委員 大学の自治との関係でしょうか。

○佐々木座長 いやいや、ほかの点も含めて発言してください。

○丸島委員 大学の自治との関係で私が述べることが適切なのかどうか分かりませんが、理念の問題にも関わることとして申し上げます。少し先ほどの話に戻りますが、プロセスによる養成という課題は、ややスローガン的になってしまってもいけませんので、その中身について少し丁寧に考える必要があるのではないかなと思っています。

私たちの時代には、率直に申し上げると、大学というところで法曹を養成するための専門的な教育は受けていなかったと言ってよいと思います。法曹を志望する多くの人たちが自分たちで勉強会をやり、あるいは私たちの後輩の世代では予備校に通い、それこそ大学では眠い目をしていた人たちも予備校では必死になって受験勉強をすると。つまり司法試験に通るために勉強を一生懸命に皆で努力し工夫して頑張るわけとして、いろんな分野からの方々も入ってこられて、司法試験という1点を目指して頑張ってこられたと思います。そのような状況について、司法試験への対応が受験技術化し、ステレオタイプ化したという批判は、それはまさしくごもっとものですが、実際に試験に受かっていった人が、受験技術をそのまま丸暗記して受かったような人はいないと思いますし、そういう試行錯誤や苦労の中からやはり法的な思考力というものを皆さん身に付けて合格に至ったのだろうと思います。

しかし、こういう当時の状況下でありますから、次第に非常にステレオタイプ化した論点表などというものが世の中に回って、いかにもそういうものを勉強すれば司法試験に受かるかのごとく宣伝され、多くの私たちの後輩たちも場合によっては道に迷って遠回りをし、余計な負担を負って時間を過ごしたこともあるのではないかというふうに私は思います。

他方、それに対して今回の法曹養成制度改革の取組は、このような個人的な努力や負担にのみ委ねるのではなく、やはり大学という学術的な場で実務法曹を本格的に育てるための体系的な教育を専門的にやろうという試みであるわけです。私たちは司法試験に受かった後に司法修習というものをやってきましたけれども、その課程はやはり実務研修であり実務的トレーニングの場であります。それは、それぞれの現場で法曹が取り組む実務活動があるがままに実地で学ぶ、そのことの意味はとても大きいと思いますが、学術環境の下での基本的な法曹養成教育というのとはやはり少し位置付けが違うわけとして、法科大学院に期待されたものは、実務と理論を橋渡しし、実務のありように対して変革的といいますか、実務の現状を批判しつつよりよいものにしていくこと、また他方では実務から突き付けられたものについて理論分野も鍛え上げていく、そういう場としての法科大学院という教育の場だったと思います。

したがって、そこでの教育内容は単に司法試験のための受験勉強ということではなくて、

本当に実務法曹として人々のためにどのような貢献ができるかという観点からの多様な事柄を学ぶ場であるべきであろうと思います。

大学の自治との関係でいうならば、正に大学の自治というのは学問研究の自由というものを保障する制度的保障としての大学の自治でありまして、そういうものの中でこの法曹という、時に権力機関と緊張関係をはらむこともある司法の担い手というものをきちっと教育し養成しようと、こういうことだろうと思います。

そういう意味で、大学の自治の下における法曹養成のための専門教育というものが大切なのですが、しかし、他方において、これは法曹養成のための専門教育機関として位置付けられているわけでありますから、ここで学生が勉強し学んで、結局多くの者が法曹になれなかつたとした場合、それは学生の側の問題もあるでしょうが、先ほど国分委員がおっしゃったように、法科大学院教育のシステムの問題、大学の教員やあるいはカリキュラムの問題、その他いろいろな問題があると思います。法曹養成のための教育機関でありながら、法曹を生み出せない法科大学院というものについて、それは学問の自由だからそれでもいいのだということにはならないのだろうというふうに思います。

大学の自治と学問の自由は極めて重要ですが、法曹養成に特化し、受験資格に結び付けられている、この法科大学院というものについて、その本来の目的に合わないものについては、やはり一定の制約は受けざるを得ないという関係にあるのだろうと理解します。

そういう意味で、これまでの統廃合の議論などについては、それが過度に介入的になるとこれは問題だろうと思いますが、一定の基準の中で、十分な教育環境を整えたものを法科大学院として育していくという観点が大事じゃないだろうかと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。どうも、無理な入り口をつくって申し訳ありませんです。

岡田委員、何か、もう皆さんいろいろ話されましたので、どの観点からでも結構でございますので、事務局にこういう辺りはどうかと言われているものの話としては、例えば就職状況、活動領域関係の話とか、そういうのも志願者の問題につながっているということを、しばしばこの場でも話題になっているというようなこともございますし、そういうことでも結構ですから、入り口はいろいろで結構ですから、制度全体についての御意見をお願いしたいと思います。

○岡田委員 まだ、始まって余り時間がかかっていないという点でいいますと、今の制度は、旧試験の問題点を修正したものであることは間違いないわけですから、それをなしにするとか、元へ戻すという議論はあり得ないんだろうと思います。かといって、どこかを修正すればいいということに関して私自身全然判断が付きかねています。全体的な制度自体を再確認して全体として効率を上げることを検討すべきだと思います。これから法曹界へ進もうとしている学生、若い人に夢を与えるような形での制度改革が必要だろうと思います。

それから、志望者の経済的問題や法科大学院の志望者が減少しているということが差し迫っているようですが、志望者の減少に関しては、最初に法科大学院を出れば8割近くが司法試験に受かるという広報が物すごく頭の中に刷りこまれてしまったがために、それが下がつたことによって、仕事を辞めてまで進むべきというか、挑戦すべき問題ではないという考え方を持った人が多いのではないかと思います。当初に、大ぶろしきを広げてしまつて期待をさせてしまったように庶民としては考えます。

法科大学院に関してですが、旧試験のときは、皆さん学校の日も当たらないような研究室ないしは図書館で勉強していたように記憶していますが、法科大学院は24時間使える自習室が個人に与えられているというような、余りに設備等に費用をかけすぎている感じもします。その辺も結局は学生の負担になっていくわけですから、学生も考えなきやいけないかと思います。今の若者は設備等に关心が高いようですが、少なくとも司法、法曹界へ進むような学生が、そういう意識を果たして持っているのかなという疑問も持ちました。経済的にも負担がかかるような形を考えるべきではないかと思います。

それから、先ほど翁委員がおっしゃいましたが、私も飛び級的な制度を検討すべきだと思います。予備試験との関係についても、避けて通れないのではないかと思う。希望者が多くなることが想像されますので、法科大学院制度と予備試験との関係が、公平でかつ受験生に歓迎される形を検討することも飛び級と併せて検討してはどうかと思います。法学部4年出て法科大学院2年で計6年、ないしはもう1年プラスで7年勉強して、司法試験に合格して1年司法研修所で研修というのは余りに長いような気がします。そうは言ながら、昔からすると20代で司法試験に受かっているということを考えますと、今の制度は決して効果を上げていないとはいえないというふうに思います。

○佐々木座長 法曹志願者の減少というのは、いろんな複合的な要因があつて起こっている恐らく現象だろうと思うので、単純にこれだという一つだけ何か決め打ちできるようなものではないと、私自身も素人考えながらそういう認識を持っているんですけれども、ということは仕事がますます難しくなるという話で、これはどういうふうに考えるかです。考え方の問題でもあると思いますが、しかし、母集団が減ってきていると。実はちょっと私はむしろさらに気になっているのは、法学部志願者が減り始めているという問題をどう考えるかという、ちょっとこれはまたそれこそ大学経営も含めてちょっと別の、余りつなげるとちょっと問題があるのかもしれません。でも、これもやっぱり無関係ともいえないかも知れないと。そのことが何年かたつと法科大学院志願者の全体の母集団にも影響を及ぼしてくるということにもなっているのかもしれない。ちょっと時間の経過をとって見ていきたい。

だから、最近聞くのはやはり法学部の志願者自体が、これは恐らく司法試験の問題だけじゃなくて、公務の方の就職に魅力度のどうも恐らく影響が恐らくあるのかなというようなことで、非常に全体として全体状況が非常に動いておりますので、ちょっとしかるべき時期にまた文部科学省の方からも全体像を我々提供してもらうと助かるなと思って、今度の受験が終わった辺りで、あとどういうトレンドがあってどうなのかなというような、そういうここまで我々は気にしなきゃいかんのかどうかということがあるんですが、しかし、無関係というわけでもないだろうかなというようなことを、私個人としては、今日は必ずしも皆さんから正面からは出ませんでしたけれども、かなり背景がバックグラウンドがいろんなことが起こっている可能性があるような感じもいたしておりますので、その意味で、また今日幾つかの点につきましても、資料をもっと充実してくれというお話を田島さんからございました。

修習のときのいろいろな経済状況、負担の問題もあるんですが、実際にロースクールで勉強しているときのいろんな、これは弁護士会からいろんな資料が出ていて、各大学院がどういうサポートをやっているかという話がありましたけれども、これも実態としてはどういうふうなこととして認識したらいいのかとか、もうちょっと細かい資料が必要であれば、皆様からも、あるいは私からもお願いをして議論の材料にしたいと思うんですけども。あと、

今日しゃべっていない人は。どうぞ、政務官。

○**柚木財務大臣政務官** 財務大臣政務官の柚木でございます。

今日初めて出席をさせていただいたものですから、委員の先生方のそれぞれの御発言、座長の説明の仕方等を含めて、私なりにこの間の議論のエッセンスといいますか、そういうものは認識をさせていただいたつもりでありますし、足らざる部分があれば大変そこは御容赦いただきたいんですが、2つその上で発言をさせていただきたいと思っています。

まず1点目は、これは財務大臣政務官というよりは、多少個人的な私自身のバックグラウンドも含めて多少なりとも議論の参考になればということで申し上げたいんですが、修習専念義務の部分で、先ほど松野政務官からも少し議員修正の部分の御説明もあったわけですが、私自身は実は大学を奨学金等のお世話にもなりながら、学費と生活費をほぼ自分でやりくりをするという大学生活を送ったものですから、その奨学金等もすごく助かった記憶ももちろん強くあります。ただ同時に卒業するまでにアルバイト30種類やりました。そういう中で、培われたいろんな体験、今の仕事にも生きているというふうに私自身は認識をしておりますが、当然この相通ずる部分があると思うんです。

法曹の職域の中でお仕事をしていく中で、そういう意味でのいろんな経験値を積まれることが、正にこのプロセスとしての法曹養成制度の一つの眼目であろうということから考えますと、この修習専念義務という部分についての解釈、議論というものが、もう少し柔軟な形で、例えば正にその法曹界における実務に期するような多少分野とか、ある程度のくくりはあってもいいかもしれません、そういうたところで一定のアルバイトといいますか、そういうものが検討される余地があるのかどうなのか、そういう点について少し個人的な部分で大変恐縮ですが、所感として感じました。

2点目はちょっと大変恐縮ですが、財務大臣政務官という立場で少し発言させていただきたいんですが、この間の経緯、私も就任後一定の説明は受けておりまして、この給費制から貸与制へという部分への経緯、いろんな論点があることは、今日の御議論の中でも認識をさせていただいているつもりでございますが、基本的にはこの貸与制という部分に移行していく前提の中で必要な、今私が1点目に申し上げた発言も含めて、いろんなお知恵をいただく中で、私自身はこの貸与制ということを維持していく中でいろんなことを検討いただければ大変有り難いなと思っております。

その地点で、2点目の少しこれも提案的なことも含めて申し上げますが、ちょうど国分先生が医師あるいは医学教育の部分で御発言をされて、私この政務官につく前が医療介護等の方で責任者もやっていたものですから、少しそういった視点で申し上げますと、何を申し上げたいかというと、国民負担に絡む観点なんです。例えば医療の分野でいいますと、例えばモンスターペイシェントという方が増えているとか過労死とか医療ミス、医療事故につながる問題、べき地医療、いろんな観点から私自身も例えば小児・産科などの救急の加算であったり、べき地の部分に対する手当であったり、正にこれは保険料や税等から出る部分もあって、国民負担に絡む部分なんです。

ただ、それがある程度の私は理解をいただいて、今回例えば改定でプラス改定とかにつながっているのは、やはり国民の皆さんのが保険料負担が増えるんじゃないかなと、いろんな議論もあったんですが、そういうことを経てもやはり安心・安全な医療を享受できるという、その理解があってこそその負担増だということだと、私自身は理解をしているんです。そうすれ

ば、今回のこの議論の中で、ちょっと全体的な視点でなるべく御議論をいただきたいということであったんですけれども、多少経済的な部分の視点で申し上げますと、給費制、貸与制とかの議論の中で、あるいはそのほかのプロセスを含めて全体的な議論の中で、国民の皆さんのお評価というか視点、もちろん負担にも絡む部分も含めて、その国民の皆さんのお評価というものがどういう形でフィードバックをされてこの議論に反映されていくのかという視点について、私自身注意深くお聞きしていたつもりなんですが、やや私自身が認識が十分にできなかった部分が、今日の議論の中ではあったものですから、そういった国民の皆さんのお評価、視点というものが、場合によっては特に国民負担と絡む部分については十分な御議論をいたしました上で、この議論が取りまとめに向けて座長を中心にお取りまとめをいただけることをお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○佐々木座長 じゃ、井上さん、あなた以外はもう皆さんお話になりましたから。

○井上委員 そうですね。今日はおとなしいなというふうに思われたかもしれません、制度設計に携わり、また当初から現場で実施に当たってきた者として、今までいわば被告人のような気持ちで皆様の御意見を拝聴してまいりました。

いろいろ申し上げたいこともあったのですが、それは各論のところでまた申し上げるとして、全体としては、やはり大方の方が言われたように、現行の制度は、少なくともその理念ないし志向としては、旧制度の問題点を踏まえ、その反省に立って新たな法曹養成のシステムを構築するということで始めたものであり、その中心を成すのはプロセスとしての法曹養成、教育課程を組み込んでプロセスで法曹を育成していくことであり、その考え方自体は間違いではなかった。その点については、大方の方の御賛同は得られているというふうに思われました。

そして、制度設計に当たっても、これは国分委員が言われたように、ゆとりを持って、樂々と資格試験などは通るので、その余裕というかゆとりの部分で豊かな教育をしていくこと、こういう方向を目指したことはまず間違いないのですけれども、それがうまくいっていないとすれば、どこに問題があるのかということは真摯に検討しないといけないことも確かだと思います。

それと、ロースクールは一定程度は成果を上げている、あるいは一部の学校を除いてほとんど駄目ではないかという御意見もありましたけれども、ロースクールで育つて既に法曹として活動している人たちに実際会っていただくとわかると思うのですけれども、我々からすればかなりの成果は上げつつあるというふうにも思っていますので、大方の方の御意見と同じで、新制度の理念ないし志向は堅持し、あるいはさらにその実現に向けて充実させていくという方向を共通の認識としつつ、その上に立って現在の問題点を改善していくということが肝要なのなのではないか。大方の御意見はそういう趣旨であったというふうに伺いましたし、私もそうです。

その上で、反省をも込めて申し上げれば、法科大学院について問題があることも深刻に認識しております。当初の設立数の問題とかいろいろあったことは確かであり、成果を上げているところもある一方、結果を出せていない法科大学院も一定数ある。私は、中教審特別委員会の改善状況調査ワーキンググループの関係でかなりの数の法科大学院の教育現場に毎年のように行っていますので、その点は非常に厳しく認識しております。そういうことからしますと、法曹志願者の減少を食い止めるということも考えれば、司法試験の在り方も密接に

関係するのですけれども、法科大学院の問題としても、いわば選択と集中によって法科大学院の全体の規模を適正化するということも恐らく必要になってくる。

こここのところについては、鎌田委員から大学の自治とか、あるいは丸島委員から学問の自由ということについて御発言がありましたけれども、方法論の問題だらうと思うのです。つまり、やり方によってはそういう問題にも触れてくるのですけれども、大学の自治を盾に改革を拒むとか、外からの御意見を受けないというような姿勢は多くの法科大学院も持っていないと思います。非常に厳しい認識を持ってかなり思い切った改革をしないといけないと思っているはずです。問題は方法論であり、鎌田委員が言われたのも、現行法令の下では強行する手段がないということですので、その辺も含めて考えていかないといけないと思います。

また、我々としては今非常に大きな問題と思っていますのは、既修者と未修者の格差が厳然としてあり、これが広がりつつあるということです。こここのところを何とかしていかないといけない。そういうことも含めて中身の問題について今後さらに立ち入って検討をしていきたい、皆さんから厳しい御批判も出していただき、何とか解決の方向を見いだしていくと、そういうふうに思っております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○丸島委員 一言よろしいでしょうか。今の井上委員の意見に加えてですが、新たな制度について、その基本となる理念は非常によいものであり大切であるということが強調され、それはそのとおりだらうと思いますが、その上でここに今日出ているような様々な指摘や批判というものもそれなりに根拠のあるところから来ているものもありますので、やはりこの会議がせっかく内閣に設けられたというその意義を踏まえて、統廃合や定員削減の問題、適正配置あるいは未修者の問題だとか、それに止まらず様々に問われている課題に対して相当の危機感を持って、短期間でありますけれども集中して、具体的に前向きな明るい方向が打ち出せるように取り組まなければいけないし、またそういう覚悟を持って臨むということが必要だらうと思います。今回の取組が理念倒れに終わってはいけないのであって、この機会に基本理念をしっかりと具体化できる仕組みの整備を図る必要があるということを改めて強く思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

まだ、御発言があろうかと思いますけれども、これからいよいよ法科大学院について具体的な検討を始めるということになりますので、その際、皆さんからまた忌憚のない御意見をいただきたいと思います。

座長といたしましては、一つの中間総括といいますか、議論のこれからステップをつくりていく上で確認をさせていただきたいことがございまして、本日皆様からいろんな御意見を伺いました。現在の制度の理念については幅はございますけれども、これを一つ足場にしていろいろな改革の問題を考えていく必要があるという点では、皆様方、幅はいろいろありますが、基本的にはそういう形での御議論をいただいたというふうに座長としては認識しております。

そこで、もちろん現状には課題がありますて、予定した機能をよりよく発揮するためには、法科大学院がプロセスによる養成の中核的な教育機関として当初期待されていた役割を果たすためには、どのような改善が必要であるかということについて、いろいろな課題が残っているということが確認されたというふうに思っております。

また、法曹の志願者の減少については、より多くの有為な人材に法曹を志願してもらうためにもこのプロセスとしての法曹養成に伴う負担に見合うような制度改革をやはりしていく必要があるって、そのためには例えば司法試験合格率の上昇といったような問題に資するための取組や、法曹有資格者の活動領域の拡大、特に合格率の上昇という問題は今日もちょっとは出ましたけれども、これは国分委員から出たのと関連すると思いますけれども、教育と司法試験との関係という問題が恐らくテーマになり得るかなというふうに思っております。

そういういろいろ大きくくりしましても、幾つかは問題領域があるんですが、こうした点を検討拡大していく必要があると、座長としては認識しております、したがって今後の検討会議では、このプロセスによる法曹養成制度を基本として前提した上で改善すべき点があることもまた前提にして、今回の検討会議の中での議論が、いわば新しいこうした理念に基づいてつくられた新しい制度の改革の、極めて真剣かつ深刻な検討機会という認識を皆さんと共有しつつ、これから個別の論点についての議論を絞り込んでまいりたいと思っております。

そのようなことで、これから座長としては進めてまいりたいと思いますので、ただ今日の議論は、その意味での大変貴重なイントロダクションをいただいたと、各委員から一わたり御発言をいただいたということで、その点を多といたしますが、こういうことでこれから進めさせていただきたいと思いますので、よろしゅうございましょうか。じゃ、そういう形で進めたいと思います。国分さん、何か。

○国分委員 いや、座長のまとめで十分なのですが、資料を提出しております、蛇足になりますが……

○佐々木座長 ああそうですか。

○国分委員 先生方には既にお読みいただけたものと存じますが、私が資料として提出したものは、1910年、明治43年に米国のカーネギー財団から出されたフレックスナー・レポートでして、米国とカナダで展開された医学教育の大改革のきっかけとなったものです。この報告の後に、医学校・医学生ともに50%超減少したと言われております、それだけの覚悟がこの検討会議に要求されていると、私は理解して委員になっております。

○佐々木座長 国分委員から、フレックスナー報告という我々関係者は余りお目にかかることのないお話を資料としてお出しいただきました。どうもありがとうございました。

今日も出ましたけれども、多様性の確保では、未修者の問題をどうするかというのは、非常に固まりとしては大きな問題の一つだろうなというふうに思っておりますけれども、現在の制度も含めてからの議論の中で中心的なテーマの一つとして取り上げさせていただきたいというふうに思います。

それから、この議事次第によりますと、「法曹養成課程における経済的支援について」というのがございます。今日は日弁連の方から、是非説明をしたいということで資料も出されておりますので、大変時間が押して恐縮ですが、可能な限り手短にひとつ、いつも申し訳ございません。よろしくお願ひします。

○橋本オブザーバー 御指名ありがとうございます。今日はこの問題に関しても非常に熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。この問題に関して、今後さらに詰めた議論が行われるということでございますので、今日は資料も提出させていただきましたので、今後の議論に際して、日弁連として御留意をお願いしたいことを2つほど申し上げたいと思

います。

1つは、先ほど清原委員からも御指摘がありましたけれども、司法修習生の経済的支援を考える際に、是非御留意をいただきたいことの一つが、貸与制施行の下で本会議の設置を決めた裁判所法等の一部を改正する法律と附帯決議の内容でございます。附帯決議では、法曹養成の位置付けについて「法曹の使命の重要性や公共性に鑑みて、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する」という国の立場を明記した上で、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的、時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにと書かれてございます。

また、修習生に対する経済的支援につきましても、修習専念義務の在り方等多様な観点から検討をし、必要に応じて適切な措置を講ずることという具体的な記載がございます。

さて、本日御提出いたしました日弁連の資料でございますが、その4をお聞きいただきたいと思います。これは本年7月に65期の修習生の皆さんに貸与制の下における生活実態アンケートを実施した結果でございます。

時間がございませんので、ざっと概観いたします。具体的なアンケートの集計結果は9ページ以下に書かれているところでございますので、それは御覧をいただきたいと思います。ここは1ページのまとめのところに関し、重要な点を御説明申し上げたいと思います。

まず1ページ目ですが、修習を辞退することを考えたことがあるという者が実に28%おりまして、その86%の者が理由として、貸与制に移行したことによる経済的な不安を挙げています。

そのページの下の自由記載欄を見ていただきますと、その修習生の周囲には、合格しても経済的な面から修習を断念した者がいるという記載も複数ございます。ここからは貸与制による経済的負担が法曹への道の妨げの一つになっているということが見てとれるように思いまして、このような事態への対策が必要と考えております。

次の2ページにまいりますと、回答を寄せたほとんどの修習生が司法修習は重要な意義を有するということを認めていること、実務修習においては修習生が実務庁に配属命令を受けて赴きまして、裁判官等の指導監督の下に、現実の当事者や生の事件記録に接して法律実務に従事して実務の能力を身に付けているという実態、さらに1日の従事時間が約7.3時間程度であり、ほとんどの修習生がそれ以外の時間でも研鑽をしているという姿が見てとれるアンケートになっております。

他方、先ほど来の御意見にございましたとおり、修習生は兼業兼職が禁止されておりまして、修習専念義務、守秘義務を負うなど、その点では国家公務員に準じた規制を受けております。それにもかかわらずその待遇は、学費負担こそありませんけれども、学生と同様のレベル、つまり貸与奨学金を受けられるという地位にとどまっているのが現状でございます。単なる勉学ではなくて、司法の担い手となるための実務訓練を義務として受けているという性格からしますと、日弁連としては、修習生にはそれにふさわしい、貸与奨学金を超えた安心して修習に専念できる経済的な支援が必要だと考えているところでございます。

次の3ページにまいりますと、具体的な生活実態でございますが、貸与制の導入に伴いまして書籍購入や医者にかかることを自粛する、食費を削るという事態が生じていることが見てとれます。もう少し見てみると、1か月の食費が3万5,800円、1日に換算して1,200円となっておりますが、ここからはほとんどかつつの生活をしている感じが数字的

に出てまいります。また、共済に加入できなくなったことから、勤務場所にある裁判所、検察庁の府内の診療所が利用できなくなった、無職者と扱われるために認可保育所の優先順位が下がった、貸与される金は収入として扱われるため、親の扶養親族から外れてしまって、新たに国民健康保険に加入し保険料を支払うという必要が生じた、アパートの賃借契約が自分名義ではできない、というような生活上の具体的な不都合も生じてございます。これらの解消のための格段の工夫配慮を是非お願いしたいと思うところでございます。

さらに、配属実務庁の関係で、自宅から通えるかどうかという点の記載が4ページにございます。先ほどちょっとお話をありましたけれども、自宅からの修習生の生活費は月額13万8,000円であるのに対しまして、自宅からでない場合には21万5,800円となっておりまして、平均7万7,800円の差が出ています。自宅から通えない修習生が住居費、引っ越し費用、移動費用等に関して顕著な負担に苦しんでいるという実態が数字的に見てとれるように思います。

さらに、修習の最後にあります2か月間の和光での集合修習におきましても、研修所の寮の部屋数が不足しているために、選に漏れた修習生は自己負担でアパートを確保する必要が出てきます。入寮者とそれがかなえられなかった者とでは、これまた家賃や住宅の初期費用等の負担について大きな格差が出ますけれども、これについては家賃補助等の是正措置を検討していただく必要があるように思っております。

以上からは、貸与制による経済的負担が、修習に進むことを躊躇させる事由となっている事実、修習生が専念義務の下で法律事務に従事している事実、貸与制によって無形の、しかし看過できない不都合が生じている事実、さらには配属先との関係で生ずる住宅費等の実費負担が生活の上で重くのしかかっておりまして、負担のない者との間でも大きな経済的格差を生じていることなどの実態を見てとれるように思います。

このような点を見据えた全体的な負担軽減、格差の是正措置が必要と思われます。

貸与制が実施されて1年近くたちましたけれども、現状の修習生の経済的な苦境を見ますと、それらが若者らに対して強いマイナスマッセージとなっており、昨今の法曹志願者の減少の傾向に拍車をかけているのではないか、法曹志願者が実質的に富裕層に偏ることになるのではないか、という懸念を強く持ちます。それは最終的には国の在り方というものに關係するようと思われます。

日弁連としては、経済的事情により法曹志望を断念する事態を招くことのないように、法科大学院生については奨学金の返還免除制度の対象枠の拡大、給付型奨学金の創設、さらには授業料の減免枠の拡大などの方策が必要と考えているところでございますが、修習生につきましても、給費制に戻すことを含めまして、先ほど述べたような観点からの一層の経済的な支援について積極的に御検討をいただきたいと思います。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございました。あと7、8分時間が残っているということなんですが、それではただ今の件について国分委員、どうぞ。

○国分委員 司法修習のことを討議する機会が別にあると思いますので、その際に、是非医師臨床研修が現在どうなっているか、その歴史でどのように変わってきたのかを、資料として提出していただきたい。場合によっては私がいたします。私では偏るというのであれば、法務省が詳しく調べて資料を提出すべきと存じます。時間があれば簡潔にお話ししますが、よろしいでしょうか。1分で終わります。

2004年に2年間の臨床研修が義務化されました。戦後にアメリカのインターンシップに準えて導入されたインターン制度が1968年に廃止された後、研修は努力規定となっていました。インターンは医師でなく、給与が出ない、研修が充実していないことから、医学部では長年月にわたって反対運動があり、国家試験ボイコットすら行われました。そのことからして、私は司法修習生の反対運動が起こるのではと心配すらしております。現在は卒業して医師免許を取得し、4月1日に医師として研修に入れるのです。医師ですので、医療行為に原則として制限はありません。もちろん、しかるべき指導の下で、あります。2005年の最高裁の判断は、研修医は教育的な側面があるとはいえ、病院の開設者のために患者の医療行為に従事することもあり、労働基準法に定める労働者に当たるとしております。

したがって、研修医受入れ病院に国からおおよそ一人頭、月10万円程度の補助が出ております。しかし、それでは低いわけですから、病院が足して給料を支払っており、厚生労働省の期待する月額は30万円程度です。大学によって、また市中病院によって額は違います。20万円のところもあるし、70万円と高額のところもあるわけです。

国の補助金の全体は、約200億円の年もあったと思います。少しずつ減額されて、現在は150億円くらいでしょうか。以上は簡単な説明ですので、司法修習との比較のために、しっかりとした資料が提出されるべきだと思います。

○佐々木座長 それは是非ひとつお願いしたいというふうに思います。和田さんだったか、挙手されたのは。どうぞ。

○和田委員 最初に発言させていただきましたが、今日は議題が4つあるということで一つ目に限定してお話しさせていただいたものですから、追加的にお許しいただければ……

○佐々木座長 全体をしゃべったように聞こえたものだから、大変失礼しました。

○和田委員 いいえ、特に給費制、貸与制の関係で……

○佐々木座長 それじゃ、どうぞどうぞ。

○和田委員 私は、司法修習生の給費制については、これを復活すべきであると考えています。理由として3点ほど申し上げたいと思います。

第1点は理念的なもので、国会の附帯決議にも、「我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、……、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し」とありました。既に指摘されていることではありますけれども、私はそういう観点からして、給費制を含めた司法修習を、法曹を養成する國の責務として考えるべきだと思います。

2点目としては、追加的な理由として政策的な考慮も考えられると思います。司法を支える職業訓練である司法修習の場に資質のある多くの人に集まってもらいたいとして、そのためのインセンティブとして給費制にする、ということも十分考えられると思います。

特に、法曹志願者が激減しているという中で、給費制を貸与制にしているということは、法曹志願者の減少をさらに助長するということにはなっても、増加には結びつかない話で、その激減を少しでも食い止めるためには、給費制のインセンティブとしての意義は無視できないだろうと思います。

ちなみに、私の教え子で去年司法試験に合格して司法修習生になった人がいて、その当時会ったときにこんなことを言っていました。法科大学院の3年間とその後の司法試験合格までの間に、既に約1,000万円もの借金を抱えていると。さらにこれから司法修習生として約300万円もの借金が上乗せになってしまうという話で、彼は極めて深刻な顔をしてい

ました。これは決して珍しい話ではないと思います。これは、それだけでも多くの人にこれから法曹になろうとするのを十分尻込みさせる金額だと思います。

第3点ですけれども、現状はもはやその給費制を廃止したときの状況ではなくなったのではないかという点です。給費制廃止を支持する側の論拠として、司法試験合格者を増やして司法修習生を増やそうとしても、給費制のままだと財政的な点で、それがいわば足かせになってしまう、増やす場合の大きな支障となってしまうという指摘もありました。しかし、現状は前回の意見書にも書かせていただきましたように、もはや司法試験の合格者を増やせる状況にはないと思いますので、そのような指摘は妥当しなくなったと思います。現に、給費制を廃止した後でも、司法試験の合格者は2,000人から増えていないわけです。

また、弁護士となった人の平均所得額の高さも給費制廃止の論拠とされたようですけれども、仮にその資料の信憑性に対する疑いは措くとしても、その資料の基になった弁護士らは安定した収入のある状況にあるということが前提となっているわけです。しかし、現在は若手の弁護士については大変な就職難となっているわけで、平均所得も相当に減少しています。例えば日弁連の機関紙である「自由と正義」という雑誌の今年の5月号にも、修習の期が若くなればなるほど、例えば年収500万円以下の弁護士が増えているというようなことが示されていますし、今年2月の政府の統計資料を基に、弁護士の平均年収が前の年に比べて半減したという試算も民間団体から示されています。

こういう傾向からすれば、さらに今後も収入が減少していくことが十分予想されるのですから、給費制を廃止したときの前提とは現在は事情が大きく異なっているというべきだと思います。したがって、就職難の状況になかった弁護士の平均所得額の高さという論拠も、現在では妥当しなくなっていると思います。

以上、大体これらの3点から、私は給費制を復活すべきだと考えている次第です。

○佐々木座長 ほかの委員からは何か発言ありますか。どうぞ。

○井上委員 今の点なんですけれども、もう時間がないので駆け込みで議論すべきことではないと思います。しかも、この問題については前のフォーラムでも十分検討した上で結論を出したわけですので、それをきちんと踏まえながら、さらに今のような御意見もあるということですので、今後ちゃんとした時間をとって検討すべきだということだけ申し上げておきます。

○佐々木座長 この法曹養成課程における経済的支援については、先ほどの資料にもございましたように、政府も自分たちが相当と考える措置をとっているということがありますし、また、これまでの経緯を踏まえて検討する必要もあるということあります。

実は事務局から説明がありましたとおり、昨年の法曹養成フォーラムにおいて、この件については検討をし、その結果を取りまとめたという経緯がございます。したがって、本検討会議におきましては、その内容を踏まえつつ検討をするというのが会議体としてこれまでの経緯からする、当然の手続だろと座長としては思っておりますが、しかし、本会議では改正裁判所法附則の内容や附帯決議の趣旨等を踏まえた検討が求められているという新しい状況も生じておりますので、今回新しく御参加いただいた方々からも、この点について御意見をそれなりにまずは伺ったところであります。したがいまして、それらを踏まえて今後引き続き検討していく必要があると思います。

なお、特にこの際問題になるのは、司法修習の問題でありまして、これは第7回の会議で

これを取り上げる予定にいたしております。そこで実態問題、どういうような義務付けがあるとか、いろんな問題があるということは、今日既にお話が出ておりますので、その上さらに司法修習の2回試験の結果も出ているところから、最高裁の方から試験の結果や司法修習の実情について報告をいただいた上で、ここで検討したいと、こういう手続になりますので、今日ここで何か決めるという話ではございません。

法科大学院生に対する経済的支援につきましては、今日もたくさんの方の議論が出ました。法科大学院自体はどうなっているかというようなことももちろんあるわけでございまして、その意味では、経済的支援問題はむしろこれから具体的な議論をやっていただくということになるんではないかというのが私自身の認識でございますので、今日は要するに、どういう議論とステップでこれから議論するかということの基礎固めをさせていただいたので、個別のことについては何か特定のことを決めたとか、結論を出したということではありませんので、この点は御意見を伺ったというのが今日の段階でございます。ですから、その際また同じ意見を御発言なさる分には、それはそれで別に結構でございます。

それで、座長というのはタイムキーパーみたいなものですので、これで終了時間となりましたので、本日はこれまでとしたいと思います。

次の予定を事務局からお願ひします。

○松並官房付 次回は11月29日木曜日午前10時から午後零時まで、場所は本日と同じ法務省20階第1会議室で行いたいと思います。

詳細につきましては、おってお知らせいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願ひします。

—了—